館山市建設工事フレックス工期契約制度に関するQ&A

【基本事項】

Q1 フレックス工期契約制度とはどのようなものですか。

A 1 フレックス工期契約制度は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を目的として実施する契約方式です。通常、発注者が示す工期は、準備期間及び施工日数、後片付け期間の合計で算定していますが、フレックス工期契約制度では、これに余裕期間を加えて全体工期を設定しています。受注者は、発注者が定める工事着手期限日までの間に、工事着手目を任意で設定します。

Q2 制度を適用する工事は、どのような工事が対象となりますか。

A 2 柔軟な工期の設定を通じて、受注者が資機材や労働者を確保しやすくすることで、円滑で効率的な実施が期待できる工事を対象として、事業担当課が選択します。

(供用開始や関連工事等に影響を及ぼす恐れのある工事を除く)

Q3 フレックス適用期間は、どのように設定されますか。

A3 実施要領第6条に基づき、工事着手期限日は、契約締結予定日から90日を超えない期間内において、工事の規模や内容を勘案し、必要な期間を設定します。

【 入札・契約 】

Q4 工期の設定(工事の始期と終期)は、どのように決定できますか。

A 4 工事着手日は、発注者が指定した工事着手期限日以前であれば、受注者が自由に設定できます。一方、工事の終期は発注者が指定した日から変更はできません。

Q5 工事着手日は、いつまでに決定する必要がありますか。

A 5 実施要領第5条第2項に基づき,契約締結後7日以内に「工事着手日通知書」を提出する必要がありますので,その時点で決定する必要があります。

Q6 工事着手日の変更はできますか。

A 6 工事の着手前であれば、実施要領第9条に基づき、「工事着手日変更申出書」を提出 のうえ、発注者と協議し認められれば、変更することができます。

Q7 契約書に記載する工期は、どの期間ですか。

A 7 発注者が予め設定する全体工期です。このことにより、契約保証期間等は、全体工期 (契約書に記載する工期)を対象とした(従来の工事と同様の)取扱いになります。

【 フレックス適用期間内での行為 】

Q8 フレックス適用期間内で可能な行為は、どのようなものですか。

A8 フレックス適用期間は、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配などの準備 行為は可能です。現場代理人及び監理技術者等の配置を要しない期間であるため、工事 の着手とみなされる行為は認められません。

[認められない行為の例]

- ・現場事務所の設置
- ・工場製作(元請けとして技術的な管理を必要としない,機器単体費のようなメーカー等で製作する場合を除く)
- ・測量(元請け下請けを問わない。工場製作を行うための事前測量も不可)
- ・資機材や重機の現場への搬入
- ・仮設物の設置等の準備工事(工事看板,予告看板等の設置を含む)

Q9 フレックス適用期間を取らないことはできますか。

A9 工事着手日は、受注者がフレックス適用期間内で自由に設定できますので、フレックス適用期間を取らない工事着手日を設定することも可能です。

Q10 制度の適用により、増加した経費はどう取り扱いますか。

A10 設計上の積算は,通常工期(工事の始期から終期までの期間)で行うため,受注者が 工事着手日を設定したことにより実工事期間が長くなる場合の(日割り等の)経費の増加は,受注者側の負担になります。

なお、インフレスライド条項の発動等による経費の変動については、従来の工事と同様に変更契約等により対応します。

【 配置予定技術者等 】

Q11 配置技術者と現場代理人は、いつから配置しなければなりませんか。

A11 受注者が設定する工事着手日から配置する必要があります。

なお、配置技術者及び現場代理人に関する取扱い(選任、変更、兼務及び常駐義務の要件等)は、従来の工事と同様です。

Q12 配置予定技術者を工事着手日から配置することができなくなった場合,技術者の変更はできるのでしょうか。

A12 入札時の審査資料において申請した人物を配置することが原則です。しかし、病休、 死亡及び退職等極めて特殊な場合であって、発注者が承認したときにおいては、この限 りではありません。

Q13 フレックス適用期間内であれば、現場代理人の変更はできるのでしょうか。

A13 A12と同様の取扱いとします。

Q14 配置予定技術者が、他の工事に従事している場合、他の工事の工期が当該工事のフレックス適用期間と重複していてもよいですか。

A14 専任義務を有する配置予定技術者が、他の工事に従事している場合、他の工事の工期 末がフレックス適用期間に重複していても問題はありませんが、当該工事の着手日まで に他の工事が竣工し、検査が完了していることが必要です。ただし、当該工事及び他の 工事間で兼務の承認を受けている場合は、この限りではありません。

【 その他 】

Q15 コリンズ (CORINS) は、どのように登録すればよいですか。

- A15 制度を適用した工事については、受注登録の入力に当たり、以下の事項に留意してください。
 - ・契約工期は、全体工期(契約書に記載する工期)を入力してください。
 - ・フレックス適用期間がある場合は、「余裕期間の有無」にチェックを入れてください。
 - ・実工期は、受注者が設定する実工事期間を入力してください。
 - ・技術者情報入力の従事期間は、実工事期間を入力してください。

(R6.1.1作成)